

貸借対照表

マルマンH&B株式会社

(令和4年11月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,369,882	流動負債	594,013
現金及び預金	225,748	支払手形	148,811
受取手形	25,151	買掛金	223,692
売掛金	618,751	短期借入金	40,000
電子記録債権	24,178	未払金	104,709
商品	428,624	未払消費税	10,884
前渡金	25,983	未払法人税等	19,810
前払費用	4,008	未払費用	4,711
立替金	109	前受金	5,145
前払金	10	預り金	2,032
未収入金	1,139	返金負債	34,216
返品資産	16,184		
貸倒引当金	△6		
固定資産	41,898		
有形固定資産	2,919		
建物附属設備	1,776	負債合計	594,013
工器具	159		
器具備品	983		
無形固定資産	6,485		
ソフトウェア	6,485	純資産の部	
投資その他の資産	32,493	株主資本	817,660
投資有価証券	1,597	資本金	100,000
出資金	10	資本剰余金	383,139
長期前払費用	76	その他資本剰余金	383,139
保険積立金	6,029	利益剰余金	334,520
賃借保証金	4,533	その他利益剰余金	334,520
差入保証金	5,094	繰越利益剰余金	334,520
破産更生債権	22	評価・換算差額等	106
繰延税金資産	15,152	その他有価証券評価差額金	106
貸倒引当金	△22		
資産合計	1,411,780	純資産合計	817,767
		負債純資産合計	1,411,780

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期純利益 42,495千円

個別注記表

(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

マルマンH&B株式会社

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10～15年

工具器具備品 2～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 200株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和5年2月20日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項につき、次のとおり提案する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,748千円

1株当たりの配当額 63,742円

基準日 令和4年11月30日

効力発生日 令和5年2月21日

(令和5年2月20日開催の定時株主総会において、承認されております。)

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から顧客への商品又は製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・代理人取引に係る収益認識 顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客から受け取る対価の総額から仕入先への支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

・返品権付き販売に係る収益認識 返品されると見込まれる商品又は製品については、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識する方法に変更しております。

・顧客に支払われる対価が含まれる取引に係る収益認識 従来は、販売費及び一般管理費に計上していた一部の費用について、顧客に支払われる対価として、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前会計年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」については、当事業年度より、返金負債は「流動負債」に表示し、返品資産は「流動資産」に表示しております。